

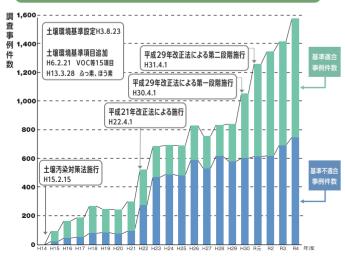
## 我が国の 土壌汚染の状況は?

土壌汚染が我が国で最初に大きな社会問題となったのは、農用地の汚染でした。古くは明治期の足尾銅山による渡良瀬川流域の土壌汚染をはじめとして、産業の発展に伴い各地で問題となっていました。これに対して、昭和45年に「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」が制定され、今日まで対策が実施されてきました。

一方、市街地の土壌汚染は、昭和50年代に社会問題となる事例があり、その後、行政指導や自主的な取組みにより対策が取られてきました。しかし、近年になって、工場跡地の再開発や売却の際などで自主的に調査を行う事業者が増え、土壌汚染の実態が明らかになってきました。

土壌汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請を踏まえ、平成14年に、「土壌汚染対策法」が制定されました。以後、法や地方公共団体の条例等により、土壌汚染の調査件数は年々増え、土壌汚染が見つかる件数も増えています。

#### 年度別の土壌汚染判明事例件数 (土壌汚染対策法の対象となったもの)



(出典) 「令和4年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」



## 土壌汚染って何?

土壌汚染は、土壌が人間にとって有害な物質により汚 染された状態のことをいいます。

土壌汚染対策法では、人の健康被害の防止の観点から 定められた基準を超える有害物質が土壌中に検出された 場合、土壌汚染ありと判断されます。

また、土壌汚染には、工場の操業に伴う有害な物質の 不適切な取り扱い等や埋立てにおける有害物質が含まれ ていた土砂等の使用など人為的原因によるもののほか、 全国各地の地層にもともと存在する鉛、砒素、ふっ素等に よる自然由来のものがあります。

#### 土壌汚染対策法で定められている有害物質の種類

トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物、鉛、砒素等の重金属類や農薬等のシマジン等が、人の健康被害を生ずるおそれのあるもの(特定有害物質)とされています。

### 土壌汚染対策法で定められている有害物質の基準

長期間の特定有害物質の摂取を想定して、また、一時的な特定有害物質の摂取による急性影響も考慮して、健康被害の防止の観点から定められています。





# 土壌汚染は 何が問題か?

土壌に含まれていた有害物質が人の体内に取り込まれること(摂取)により人の健康被害を生じるおそれがあることが問題です。

土壌汚染対策法では、地下水を飲用するなどの地下水経由の摂取と手についた汚染土壌や砂ほこりが口から入ってくるような直接摂取の二つの摂取経路による人の健康被害の防止を目的としています。

健康被害が生じるおそれ(健康リスク)の程度は、有害物質の有害性がどの程度高いかという点と、有害物質がどの程度体内に取り込まれたか(摂取量)という点の二つの要素で決まります。健康リスクは、土壌中の有害物質の有害性が高くなればなるほど、また、有害物質の摂取量が多くなればなるほど高くなります。概念的には、次のように表されます。

土壌汚染による 健康リスクの程度

Ш

土壌中の 有害物質の有害性

X

土壌中の 有害物質の摂取量